

令和３年度 横須賀市保健医療対策協議会 議事概要

1 開催日 令和４年１月28日（金）
（新型コロナウイルス感染防止のため、書面開催）

2 出席者 資料２（保健医療対策協議会委員名簿）のとおり

3 議事概要

（１）委員長及び委員長職務代理者の選任について

①委員長職務代理者の選任について

三屋委員を委員長に選任することについて承認した。

②委員長職務代理者の選任について

安部委員を委員長職務代理者に選任することについて承認した。

（２）報告事項

次の２件について資料に基づき報告した。

①横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会の報告について（資料５）

②横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進計画の改定スケジュールの見直しについて（資料６）

（３）意見等

特になし

※ この議事概要は、事務局において要点筆記したものです。

令和3年度 保健医療対策協議会（書面会議）

令和4年(2022年)1月28日（金）

1 委員長及び委員長職務代理者の選任について

2 報告事項

（1）横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会の報告について

（2）横須賀市歯および口腔の健康づくり推進計画の改定スケジュールの見直しについて

（配布資料）

資料1 報告事項等説明資料

資料2 保健医療対策協議会委員名簿

資料3 横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会名簿

資料4 保健医療対策協議会条例

資料5 横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会の報告について

資料6 横須賀市歯および口腔の健康づくり推進計画の改定スケジュール
の見直しについて

令和3年度保健医療対策協議会 意見等記入票

令和 3 年度保健医療対策協議会（書面開催） 説明資料

1 委員長および委員長職務代理者の選任について

令和 3 年 7 月 1 日付け、任期の定めにより、**資料 2** の名簿の通り、関係各団体からのご推薦等に基づき、新たに保健医療対策協議会委員 14 名（任期：令和 3 年 7 月 1 日～令和 5 年 6 月 30 日）が就任されました。

新たに選任する委員長および委員長職務代理者について、事務局から下記の委員を推薦しますので、ご承認をお願いします。

委員長： 三屋 公紀 委員（横須賀市医師会会長）
職務代理者： 安部 春男 委員（横須賀市連合町内会副会長）

2 報告事項

（1）横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会の報告について

令和 3 年 9 月 9 日、書面会議により開催した標記部会での検討結果を、**資料 5** のとおり報告します。

（2）横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進計画の改定スケジュールの見直しについて

標記計画の改定スケジュールの見直しについて、内容を**資料 6** にまとめましたのでご確認ください。

以上

保健医療対策協議会委員名簿

令和 3 年 7 月 1 日現在
(敬称略、50 音順)

	氏 名	団体・役職等
1	安部 春男	横須賀市連合町内会副会長
2	小池 美智子	神奈川県看護協会横須賀支部長
3	鈴木 立也	横須賀市社会福祉協議会会長
4	高橋 達也	横須賀市薬剤師会会長
5	張 学金	横須賀食品衛生協会会長
6	中島 正七	横須賀市赤十字奉仕団委員長
7	長堀 薫	三浦半島病院会会長
8	野田 佳孝	横須賀市消防局長
9	平嶺 春美	国際ソロプチミスト横須賀元会長
10	富宅 伸幸	横須賀三浦獣医師会会長
11	松本 好史	横須賀市歯科医師会会長
12	三屋 公紀	横須賀市医師会会長
13	向井 洋子	神奈川県栄養士会第 4 県民活動事業部会長
14	米持 正伸	横須賀市教育委員会事務局学校教育部長

* 任期：令和 5 年 5 月 31 日まで

横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会員名簿

令和 3 年 7 月 1 日現在
(五十音順：敬称略)

No	氏 名	団体・組織等
1	高宮 光	横須賀市医師会 副会長
2	半澤 栄一	横須賀市歯科医師会 副会長
3	小池 美智子	神奈川県看護協会 横須賀支部長
4	林 但	横須賀市スポーツ推進委員協議会 会長
5	西山 正澄	神奈川労務安全衛生協会横須賀支部 事務局長
6	田中 和美	神奈川県立保健福祉大学 栄養学科 教授
7	稲垣 恭子	市民公募委員

* 任期：令和 5 年 5 月 31 日まで

保健医療対策協議会条例

（設置）

第1条 本市における保健医療に係る事項に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第 138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市保健医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、医療関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、市職員及びその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第3条 協議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、委員長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

（委員以外の者の出席）

第5条 協議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（専門部会）

第6条 協議会に専門的事項を検討するため、専門部会を置く。

2 専門部会は、部会員10人以内をもって組織する。

3 部会員は、市民、医療関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、市職員及びその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

4 部会員の任期は、2年とする。ただし、補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第7条 専門部会に部会長を置き、部会員が互選する。

2 部会長は、専門部会において検討した事項を協議会に報告しなければならない。

3 第3条第2項及び第3項、第4条並びに第5条の規定は、部会長の職務及び専門部会の会議について準用する。

(その他の事項)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第3項及び第6条第4項の規定にかかわらず、この条例の施行後初めて委嘱され、又は任命された委員及び部会員の任期は、平成25年5月31日までとする。

◎横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会の報告について

【保健所健康づくり課】

1 横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会

保健医療対策協議会では、専門的事項を検討するため、健康増進計画・食育推進計画専門部会を設置し、「横須賀市健康増進計画・食育推進計画」の進行管理を行っています。今年度は、次のとおり、専門部会を開催しました。

(1) 日時・場所 令和 3 年 9 月 9 日（木）書面会議

(2) 議案内容

① 委員長の選出について

令和 3 年 6 月 1 日より 2 年間の任期で新たに選任された横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会専門部会員の中から部会長を選出するところですが、今回の専門部会は、書面会議での開催となったため、立候補を募る形での選出としました。

高宮専門部会員より立候補があり、書面で各専門部会員より承認を得ました。

② 横須賀市健康増進計画・食育推進計画の進捗状況について

主な意見

ア. 身体活動・運動—コロナ禍での外出自粛による運動不足を改善するには屋内だけでは限界がある。密にならない場所への外出の提案をしたい。

イ. 食育分野—新型コロナウイルス感染症感染拡大の中、工夫して栄養講座を実施したことは評価できる。また、シニアのための栄養教室は低栄養改善教室として実施する予定にしていることも今後、期待されることである。感染状況により 1 日コースを半日コースにしていえ実施するとよいと思われる。

ウ. 栄養・食生活分野—メタボリックシンドローム予備軍について。

新目標値が 20%以下に対して、直近実績値が 30.8%となっており、数値があまりにも離れているように感じる。

③ 横須賀市健康増進計画・食育推進計画の改定時期の延長について

「健康日本 21」及び「かながわ健康プラン 21」の改定時期の 1 年延長を受け、本市健康増進計画・食育推進計画の評価および改定時期についても 1 年延長することとしました。（別紙 1 参照）

補遺：「横須賀市健康増進計画・食育推進計画」について

健康増進法・食育基本法において、市町村への努力義務として、それぞれ健康増進計画・食育推進計画の策定する旨規定されています。（別紙 2 参照）

本市では、両計画を「健康・食育推進プランよこすか」として、一体的に策定しています。

計画期間 平成25年度から令和 4 年度までの10年間

全体目標 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

横須賀市健康増進計画（第 3 次）横須賀市食育推進計画（第 2 次）
改定延長に伴うスケジュールについて

年度	健康増進計画食育推進計画 従来のスケジュール	健康増進計画食育推進計画 変更後スケジュール	【国】健康日本 21	【県】かながわ健康 プラン 21
2021 (R03)	評価のためのアンケート実施	・ 専門部会、庁内ワーキングへの延長周知、 ・ 進行管理	現計画期間の 1 年延長	・ 調査報告書公表 (8 月頃) ・ 現計画の 1 年延長 手続き
2022 (R04)	評価および時期計画 案作成	評価のためのアンケート実施	・ 現計画最終評価 (夏頃) ・ 次期計画策定・公表 (2023 年春目途)	・ 最終評価作業 ・ 最終評価報告書 公表
2023 (R05)	健康増進（第 4 次）食 育推進（第 3 次）計画 スタート	評価および時期計画案 作成	(都道府県計画策定期 間)	第 3 次県計画スター ト
2024 (R06)		健康増進（第 4 次）食育 推進（第 3 次）計画スタ ート	・ 次期計画の施行	

計画の体系

全体
目標

健康寿命の延伸と健康格差の縮小

基本的な方向

生活習慣病の
発症予防と
重症化予防

健康を支え、
守るための社会
環境の整備

食文化の理解と
食生活の改善

健康の維持向上
のための生活
習慣の改善と
環境づくり

取り組みの分野

が ん

循環器疾患・糖尿病

健康づくりを目的
としたネットワーク

食 育

栄養・食生活

身体活動・運動

休養・こころの健康

喫 煙

飲 酒

歯・口腔の健康

重点目標

◎がんの死亡者を減らす

◎メタボリックシンドローム予備群・
該当者を減らす
◎循環器疾患・糖尿病の有病率を減らす

◎健康づくり活動に主体的に
関わっている人を増やす

◎食文化への理解をすすめる
◎食育に関心を持つ市民の割合を増やす

◎適正体重を維持している人を
増やす
◎バランスよく 3 食食べる人を増やす

◎日常生活の中で、意識的にからだ
を動かす人を増やす

◎活動と休養のバランスがとれた
生活を送ることができる人を増やす
◎自殺による死亡者をなくす

◎たばこを吸う人を減らす
◎家庭での分煙率を増やす

◎適正な飲酒量などの知識を普及する

◎生涯にわたって自分の歯で
おいしく食べられる人を増やす
（8020運動の推進）

具体的取り組み

●：健康増進計画 ■：食育推進計画

- がんと生活習慣病予防との関係性の周知
- がん検診の必要性の周知
- がん予防啓発のための講座等の実施
- 胸部、大腸、子宮、乳がん、前立腺がん検診の受診者数を増やす取り組み
- がん検診における要精検受診率の向上

- 健康診断を受けやすい環境の整備
- 健康診断の必要性の周知
- 必要に応じた健康診断後のフォローの実施
- 生活習慣病（脳血管疾患、虚血性心疾患、高血圧、脂質異常症、糖尿病）、メタボリックシンドローム予防に関する知識の普及
- 生活習慣病予防と改善のための食事や運動の講座等の実施

健康づくりの発信源としてのボランティアの育成

- ■ヘルスメイトよこすかの会員数を増やす取り組み
- 介護予防サポーターの活用
- ラジオ体操サポーターを育成する取り組み

地域健康づくりネットワークへの取り組み

- ■地域健康教育、講座の実施
- ■健康づくりグループの育成
- ■ヘルスメイトの活動の周知
- ■スポーツ推進委員の活用
- ■地域職域等との連携を図る（ラジオ体操の推進、食事バランスの啓発、禁煙対策、適量飲酒、こころの健康など）
- （新）ラジオ体操登録団体の支援

- 健康づくり教室や食育教室の実施
- 1人で食事をする子どもを減らす取り組み
- 栄養成分表示の活用方法の普及
- 食育に関する情報の提供
- 学校給食での地産地消の推進
- 食の安全性の普及啓発
- よこすか E 表示メニュー設置店、普及協力店を増やす取り組み
- よく噛んで味わって食べるなどの食べ方の啓発
- 農業体験を経験する機会の提供
- （新）食の循環や環境を意識した食育の推進
- （新）学校における食育の推進

ライフステージにあわせた適正体重を維持するための取り組み

- ■栄養や運動に関する知識の普及啓発、各種講座の実施
- ■バランスよく（主食・主菜・副菜を摂取することの必要性など）、3食食べることの知識の普及啓発
- ■食事バランスガイドなどの活用方法の普及
- ■各種講座の実施

ライフステージにあわせた日常生活（生活活動）の中で、身体活動を増やす取り組み

- 生活活動（労働、家事、通勤、通学など）を活用した身体活動量の増加の取り組み

ライフステージにあわせた体力の維持、向上を目的として計画的、意図的に実施する運動を増やす取り組み

- ラジオ体操、ウォーキングなどの普及
- 健康増進センター、運動施設（体育会館・プール）等の活用
- 運動の各種教室等の実施

活動と休養のバランスをとることの重要性の推進

- 睡眠と生活習慣病は関連があるという知識の普及啓発
- 生活リズムを整えることの重要性についての啓発

こころの健康づくり（自殺対策）の推進

- 相談窓口等の情報提供
- 各種講座・講演等の実施
- サポート体制の充実（ゲートキーパーの育成等）

- たばこをやめたい人及びその家族への支援
- 未成年者に対する喫煙防止の取り組み
- C O P D（慢性閉塞性肺疾患）の知識の普及
- 喫煙、受動喫煙の害についての知識の普及

- 身体に負担をかけない飲み方の普及啓発
- 妊娠、授乳期の飲酒をなくす取り組み
- 未成年者に対する飲酒防止の取り組み

- 歯科健診受診者を増やす取り組み
- 歯科疾患が全身疾患に関連することの周知
- 各自の歯の状態にあった歯みがきと歯間の清掃の普及啓発
- 3歳でう蝕のない児を増やす取り組み
- ■咀嚼の大切さの啓発

健康増進計画

食育推進計画

健康増進計画および食育推進計画

報告事項

◎横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進計画の改定スケジュールの見直しについて

【保健所健康づくり課】

1 改定スケジュール見直し予定の計画

○横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進計画 （期間：令和 3 年度から令和 4 年度）

2 趣旨

○上記、横須賀市の計画は、

厚生労働省告示

- ・「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的方針

（健康日本21（第 2 次）推進の基本的事項） （期間：平成25年度から令和 4 年度）

- ・「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」 （期間：平成25年度から令和 4 年度）

神奈川県健康増進計画

- ・かながわ健康プラン21（第 2 次） （期間：平成25年度から令和 4 年度）

- ・神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画 （期間：平成25年度から令和 4 年度）

厚生労働省、神奈川県の計画等をそれぞれ勘案し目標値等を設定している。

○厚生労働省及び神奈川県が上記告示の計画期間を 1 年延長し、改定スケジュールを見直すことに伴い、「横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進計画」について期間を 1 年延長し令和 5 年度までとし、令和 6 年度以降のスケジュールについては別紙 1 のとおりとします。

「健康日本 21（第 2 次）」「かながわ健康プラン 21（第 2 次）」の計画時期・改定時期の変更に伴い横須賀市健康増進計画（第 3 次）横須賀市食育推進計画（第 2 次）についても改定延長になっています。

横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進計画は、本市の健康増進計画（第 3 次）・横須賀市食育推進計画（第 2 次）に位置付けられていること、また神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画の計画時期・改定時期が変更となっていることから、両計画との整合性を図るため、次期計画策定年度を合わせて改定します。

年度	歯及び口腔の健康づくり推進計画 従来のスケジュール	健康増進計画・食育推進計画 従来のスケジュール	健康増進計画・食育推進計画・ 歯及び口腔の健康づくり推進計画 スケジュール
2021 (R03)	・計画進行管理 ・評価のためのアンケート実施	評価のためのアンケート実施	・専門部会、庁内ワーキングへの延長周知、・進行管理
2022 (R04)	評価及び次期計画案作成	評価及び次期計画案作成	評価のためのアンケート実施
2023 (R05)	健康増進（第 4 次）・食育推進（第 3 次）・歯科推進（第 2 次）計画スタート	健康増進（第 4 次）・食育推進（第 3 次）・歯科推進（第 2 次）計画スタート	評価および次期計画案作成
2024 (R06)			健康増進（第 4 次）・食育推進（第 3 次）・歯及び口腔の健康づくり推進（第 2 次）計画スタート

年度	【国】健康日本 21	【県】かながわ健康プラン 21
2021 (R03)	現計画期間の 1 年延長	県民健康栄養調査報告書作成
2022 (R04)	・現計画最終評価（夏頃） ・次期計画策定・公表（2023 年春目途）	・調査報告書公表（8 月頃） ・現計画の 1 年延長手続き
2023 (R05)	（都道府県計画策定期間）	・最終評価作業 ・最終評価報告書公表
2024 (R06)	・次期計画の施行	第 3 次県計画スタート